

市営住宅の申し込みについて

申込方法

次の書類を提出してください。

(各種証明書は発行後6か月以内のもの、但し異動があった場合は異動後のものが必要です。)

| 提出書類 | 留意事項 |
|-------------------|---|
| 入居申込書 | 記入上の注意事項 ① 現住所 番地〇〇方〇〇号まで詳しく ② 申込み理由 住宅に困っている理由を詳しく ③ 連帯保証人 公営住宅入居者を除く石川県内に居住する成年者（3親等以内の親族）1名又は、能美市内に居住する成年者2人で独立の生計を営み、身元及び家賃等の保証ができ、申込者と同額所得以上でかつ年収200万円を超える方 |
| 同意書 | 入居者全員が暴力団員でないことを確約し、市が調査すること等の同意書 |
| 住民票 | 入居者全員が記載され、本籍・続柄のわかるもの |
| 所得課税証明書 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 最新の所得課税証明書（控除記載のもの） <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児、義務教育就学中の方を除く入居者全員のものが必要です。 ・16歳以上で学生の方は「在学証明書」、または「学生証」の写し ・所得がない場合は「所得0円」の所得課税証明書が必要です。 ○ 令和7年分の源泉徴収票の写し又は、令和7年分の確定申告の写し ○ 前年学生だった方は卒業証明書等 ○ 前年まで収入があったが現在無職の方は退職証明書又は離職票（雇用保険受給資格者証） ○ 転職により所得証明の内容が現状に合わない方は月別給与支払証明書 ○ 休職（又は休職中）のある場合は、休職証明書 |
| 完納証明書 | 市税（旧町税）等、納期到来分を完納していること（介護保険料、水道料、保育料等も含む） |
| その他の書類 （該当者のみ） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 配偶者がいない場合は戸籍謄本 離別・死別の日付、単身者であることが確認できるもの ○ 離婚調定中の方は、事件係属証明書 ○ 婚約関係にある場合は、申込書裏面の婚約証明書と仲人の住民票 ○ 申込者又は扶養親族に障害者がいる場合は障害者手帳等の写し ○ 別居扶養親族のある方は、遠隔地の健康保険受給証等の写し、学生証の写し等 ○ 生活保護を受けている方は、生活保護受給証明書 ○ その他要件該当者は、入居資格の証明書等 |

提出先 能美市営住宅管理センター

(〒923-1121 能美市寺井町リ 40 番地 市営寺井住宅 1-1 号室)

提出方法 提出先までご持参願います。

申込条件

- ① 公営住宅入居者を除く石川県内に居住する成年者（3親等内の親族）1名又は、能美市内に居住する成年者2人で独立の生計を営み、身元及び家賃等の保証ができ、申込者と同額所得以上でかつ年収200万円を超える保証人がいる方
- ② 申込住宅の選択基準

| 世帯構成 | 住宅タイプ | | | | |
|------|-------|-----|------|-----|------|
| | 1LDK | 2DK | 2LDK | 3DK | 3LDK |
| 単身 | ○ | ○ | ○ | | |
| 2人 | | ○ | ○ | ○ | ※1 |
| 3人以上 | | | ○ | ○ | ○ |

※1：中ノ江住宅、根上白山住宅、佐野東住宅、緑町住宅、三ツ屋住宅、ファミリー大浜、粟生北住宅の3LDKについては、2人でもお申込みいただけます。

- ③ 市税（旧町税）等、納期到来分を完納していること（介護保険料、水道料、保育料等も含む）
- ④ 入居の際に敷金（家賃の3か月分）を入居時に納入していただける方

公営住宅の入居資格

次の要件をすべて満たしていることが必要です

- ① 現に同居し、または同居しようとする親族がある方
（単身入居者は④を見てください。）
 - ・ 婚約予定の方は、挙式（入籍）月の2か月前から入居できます。
 - ・ 事実上、婚姻関係と同様の事情にある方も含みます。
 - ・ 兄弟姉妹のみの申し込みは原則として受付けできません。
 - ・ 家族を故意又は不自然に分割（又は合併）する世帯の申し込みはできません。
- ② 住宅に困っていることが明らかな方
持家がある方や、自分の責任により立ち退きを求められている方は申し込みできません。
また、現在公営住宅に入居されている方も申し込みできません。
- ③ 入居しようとする世帯員全員が、暴力団員でないこと
- ④ 単身入居者は②及び③に該当し、さらに次のいずれかに限ります。常時介護が必要な方はご相談ください。ただし、共同生活を営む上で適当でないと思われる場合はお断りすることがあります。
 - ・ 60歳以上の方（令和8年4月2日時点）
 - ・ 身体障害者手帳1級から4級を交付されている方
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳1級から3級を交付されている方
 - ・ 療育手帳AまたはBを交付されている方
 - ・ 特別項症から第6項症まで、及び第1款症の戦傷病者
 - ・ DV被害者で、政令要件を満たす方
 - ・ 生活保護受給者、大臣認定被爆者、海外からの引揚者で5年未満の方、ハンセン病療養所入所者等
- ⑤ 入居しようとする世帯員の所得合算額が、法令で定められた基準内にあること
入居者所得月額（※2）基準

| 世帯の状況 | 所得月額 |
|-------|------------|
| 一般の世帯 | 158,000円以下 |

| | |
|--|------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者がいる世帯 身体1～4級、精神1・2級、療育A・B（軽度を除く） ○ 60歳以上の世帯 令和8年4月2日時点で申込者が60歳以上であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上、または18歳未満である世帯 ○ 中学校就学前の子どもがいる世帯 同居者に令和8年度で中学校就学前の子どもがいる世帯 | 214,000円以下 |
|--|------------|

特定公共賃貸住宅の入居資格

- ① 現に同居し、または同居しようとする親族がある方（単身用住宅は別）
 - ・ 婚約予定の方は、挙式（入籍）月の2か月前から入居できます。
 - ・ 事実上、婚姻関係と同様の事情にある方も含みます。
- ② 自ら居住するための住宅を必要とする方
- ③ 入居しようとする世帯員全員が、暴力団員でないこと
- ④ 入居しようとする世帯員の所得合算額が、法令で定められた基準内にあること
入居者所得月額（※2）基準
158,000円～259,000円以下
（ただし、市長が認める場合は、158,000円～487,000円以下でも可）

※2：所得月額 所得月額 = (世帯員の所得合算額 - 控除額※3) ÷ 12ヶ月

※3：控除額

| 控除の種類 | | 内 容 | 金 額 |
|-----------------------|---------------------|---|----------------------------|
| 基礎控除（給与所得等を有する者に係る控除） | | 給与所得または公的年金等に係る雑所得を有する者 | 10万円 |
| 扶養控除 | | 申込者を除く1人につき（世帯員－1） ※学生など別居扶養親族も含む | 38万円 |
| 特別控除 | 障害者 | 特別障害者（身体1・2級、精神1級、療育A） 普通障害者（身体3～6級、精神2・3級、療育B） | 40万円 27万円 |
| | 老人控除対象配偶者 老人扶養親族 | 税法上の扶養親族で満70歳以上の扶養親族 | 10万円 |
| | 特定扶養親族 | 税法上の扶養親族で16歳以上23歳未満の扶養親族 | 25万円 |
| | ひとり親 | 所得500万円以下で、未婚もしくは配偶者と離婚・死別した後に婚姻しておらず、所得が48万円以下の子と生計を一にする者 | 35万円 （所得が35万円以下のときはその額） |
| | 寡婦 | 所得500万円以下で、夫と離別後婚姻しておらず、所得が48万円以下の扶養親族がある女性もしくは夫と死別後婚姻していない女性 | 27万円 （所得が27万円以下のときはその額） |

収入基準早見表（入居できる限度額）

（表示した給与総収入額は、所得者が1人で特別控除がない場合です。） （単位：円）

| 世帯人数 | 一般世帯 | | 障害者・高齢者・就学前の子どもを含む世帯 | |
|------|-----------|-----------|----------------------|-----------|
| | 所得額 | 給与総収入額 | 所得額 | 給与総収入額 |
| 1人 | 1,994,800 | 2,967,999 | 2,667,200 | 3,887,999 |
| 2人 | 2,375,600 | 3,511,999 | 3,048,000 | 4,363,999 |
| 3人 | 2,753,600 | 3,995,999 | 3,425,600 | 4,835,999 |
| 4人 | 3,134,400 | 4,471,999 | 3,806,400 | 5,311,999 |
| 5人 | 3,515,200 | 4,947,999 | 4,187,200 | 5,787,999 |

※ 非課税所得や、退職所得・譲渡所得等の一時的な所得は含めません。

優遇措置

入居決定にあたり、応募者多数の場合は抽選を行います。下記の方には、優遇措置を講じます。なお、①～⑨に該当する世帯は、抽選回数を2回とします。

- ① 高齢者世帯（65歳以上の人のみで構成するか、またはこれに18歳未満の未婚の人が加わった世帯）
- ② 1級から4級までの身体障害者手帳を所持している方を含む世帯
- ③ 1級から3級までの精神障害者保健福祉手帳を所持している方を含む世帯
- ④ AまたはBの療育手帳を所持している方を含む世帯
- ⑤ ひとり親世帯（配偶者のいない者で現に20歳未満の子を養育している世帯。ただし、祖父母、20歳以上の子がいる世帯は含まない。）
- ⑥ 生活保護受給世帯（中国残留法人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている世帯を含む。）
- ⑦ 多子世帯（18歳未満の児童が3人以上いる世帯）
- ⑧ 政令に定めるDV被害者世帯
- ⑨ 犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった世帯
- ⑩ 市営住宅の抽選に複数回落選した者

| | 落選回数 | 2回 | 3～5回 | 6回以上 | 落選回数の有効期限は3年とする |
|-----------|------|----|------|------|-----------------|
| 一般世帯 | 抽選回数 | 2回 | 3回 | 5回 | |
| 優遇世帯（①～⑨） | | 4回 | 5回 | 7回 | |

入居の権利取得後に提出するもの

- ・ 請書（※申込者は「実印」及び「印鑑証明書」が必要です。）
- ・ 連帯保証人の方の証明書
 - ① 最新の所得課税証明書
 - ② 完納証明書（納期到来分を完納していること。）
 - ③ 印鑑証明書
 - ④ 連帯保証人との続柄がわかるもの（連帯保証人を3親等内の親族から選んだ場合）戸籍謄本など

※指定する期日までに提出されない場合は入居の権利が消滅します。

入居後の注意事項

- ① 家賃の納入は、口座振替を原則とします。
- ② 他の入居者との円満な共同生活を行ってください。
- ③ ペットは飼うことはできません。
- ④ 階段・廊下・外灯・給水ポンプ等にかかる電気料、共同水道にかかる水道料は、共益費として入居者の負担になります。共益費の集金・会計処理や、共用部分の清掃・除草等は、各団地にて入居者の皆さんで行っています。
- ⑤ 次のものは、各自で設置していただく必要があります。
 1. 住戸の照明器具
 2. 鏡
 3. 便器のふた
 4. ガスコンロ
 5. 網戸
 6. エアコン等
- ⑥ 入居後、3年を経過した世帯で収入基準を超過した場合は、住宅の明渡努力義務が生じます。また、5年を経過した世帯で高額所得者と認定された場合は、一定の期間内に住宅を明渡していただきます。
- ⑦ 退去するときは、畳の表替え、ふすまおよび障子の張替えを入居者の負担で行います。入居者が設置した設備の撤去費用、および入居者の無理な使用や不注意によって、施設等を破損した場合の修繕費用は入居者の負担となります。

問い合わせ

能美市営住宅管理センター (TEL : 0761-58-2633、FAX : 0761-48-5505)

様式第1号(第3条関係)

(表)

年 月 日
 市 営 住 宅 入 居 申 込 書
 能美市長 あて

申 込 者
 (世帯主) 千

現 住 所 _____

ふりがな _____

氏 名 _____

連帯保証人

電話番号 —

現 住 所 _____

現 住 所 _____

勤 務 先(事業所名)

勤 務 先(事業所名)

氏 名 _____

氏 名 _____

個人番号 _____

個人番号 _____

生年月日 年 月 日生

生年月日 年 月 日生

申込者との続柄 電話 —

申込者との続柄 電話 —

次のとおり市営住宅に入居したいので、関係書類を添え、連帯保証人連署の上申し込みます。

本申込書に偽りの記載があるときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。

| | 続 き 柄 | 氏 名 | | 生年月日 | 勤 務 先 又 は 事 業 所 | | 所 得 額 (記入しないこと) |
|----------------------|--------------|------|--|------|-----------------|-------|--------------------|
| | | 個人番号 | | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 同居しようとする親族 | 申込者 (世帯主) | | | | | 電話 — | 円 |
| | | | | | | 電話 — | |
| | | | | | | 電話 — | |
| | | | | | | 電話 — | |
| | | | | | | 電話 — | |
| そ扶 の養 他親 の族 | | | | | | 電話 — | |
| | | | | | | 電話 — | 合計 |

※ 「その他の扶養親族」は個人番号の記入はしないでください。

| 現住居 の状況 | 自宅・借家(借間)の別 | 室 数 | 畳 数 | 家賃月額 | 居住年月 | 世帯人員 |
|------------|-------------|-----|-----|------|------|------|
| | | | 室 | 畳 | 円 | 年 箇月 |

| | |
|-----------|--------------------|
| 申 込 住 宅 名 | 申込理由(詳細に記入してください。) |
| | |

裏面をお読みください。

(裏)

◎ 記入上の注意

- 1 記入は、正確に楷書で書いてください。
- 2 「勤務先」欄は、会社名等を記入してください。事業所得者は「店主」「家族従業者」、職のない方は「無職」、学生の方は、「〇〇学校〇年」等と記入してください。
- 3 連帯保証人は市内に居住し、身元及び家賃等の保証ができる方2人で、申込者と同額以上の方
- 4 申込書の有効期間は、提出の日から6箇月間で、6箇月を過ぎた場合は、新たに申込書を提出しなければなりません。
- 5 申込書を提出されても、所得基準等の入居資格要件に合致しない場合には、申込みは無効となりますので御留意ください。

◎ 申込書添付書類

- 1 所得課税証明書(各市町村で交付)
- 2 申込時点で交付を受けることができる完納証明書(各市町村で交付)
- 3 住民票謄本

◎ 婚約証明書について

- 1 申込みの際、婚約の方だけ記入ください。
- 2 仲人の方の住民票が必要です。

婚 約 証 明 書

挙式予定年月日 年 月 日

入居予定者となった場合、市が指定する期日までに事実上婚姻できないときは、市営住宅の入居を辞退します。

婚 約 者 男 住 所 _____
氏 名 _____
生年月日 _____

女 住 所 _____
氏 名 _____
生年月日 _____

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日
住 所 _____
続 柄 _____ 氏 名 _____

仲人 住 所 _____
続 柄 _____ 氏 名 _____

同意書

1. 私は、能美市営住宅への入居を希望するにあたり、入居する世帯員全員（入居決定後の同居親族含む）が、暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）ではないことを確約します。また、能美市が世帯員全員（入居決定後の同居親族含む）の該当性調査を行うことに同意します。
2. 私は、入居する世帯員全員（入居決定後の同居親族含む）が、能美市営住宅の申込資格である「持家がなく、自己の責任により立ち退きを求められていない」ことを満たしていることを確約します。また、必要がある場合には、世帯員全員（入居決定後の同居親族含む）について、調査することに同意します。
3. 私は、世帯員全員（入居決定後の同居親族含む）が、申込資格である「入居者所得基準内にある所得基準」と「市税（旧町税）等の納期到来分を完納している」ことを満たしていることを確約します。また、申込資格があることを確認するために、能美市が関係機関に対し、所得や滞納等を調査することに同意します。
4. 入居後、収入超過者（公営住宅法第28条）に認定された場合は、住居を明け渡すように努力します。また、高額所得者（公営住宅法第29条）に認定された場合は、すみやかに住宅を明け渡します。
5. 駐車場については、能美市が定めた台数、場所を遵守します。また、指定台数以上のものについては、自己で駐車場所を準備することを確約します。
6. 入居後、「能美市営住宅入居遵守事項」に定められたことを遵守することを確約します。

7 その他、能美市からの指示には誠実に従います。

以上のことが事実と相違する場合は、入居決定、及び入居決定後において入居の権利を取り消されても異議ありません。

年 月 日

能美市長 様

申込者 住所

ふりがな
氏名

同居者 住所

ふりがな
氏名

住所

ふりがな
氏名

住所

ふりがな
氏名